

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した都市計画法（以下「法」という。）59条1項の規定に基づく都市計画道路事業の認可に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「都知事」といい、特に次の処分を行った行政庁としていう場合には「処分庁」という。）が、東京都〇〇区（以下「〇〇区」という。）に対し令和2年3月13日付けで行った東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道〇〇線付属街路第〇〇号線の認可処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求めている。

- 1 〇〇駅付近の住民は、〇〇線〇〇駅付近を地下化で進めることを歴史的に認識しています。本来の地下化事業を、都議会議員（〇〇）が数人の町会長だけを集めて作成させた立体交差化事業嘆願書により高架化へ計画変更させました。なお且つ高架化事業に実現のために必要となる仮線を通す付属街路を、〇〇区が区道として整備する計画を持ち出しました。これは地元住民並びに近隣住民達にとっても、全く寝耳に水の話です。

〇〇線地下化は、〇〇年に地元住民の支持を得た工法として〇〇

区議会が決議し、〇〇と約束した事項です。なお、〇〇後も約束事項を承継する旨の文書を残しています。

それを東京都が覆した理由として、①事業費が高架化〇〇億円 v s 地下化〇〇億円 ②事業期間が高架化〇〇年 v s 地下化〇〇年、として高架化事業の優位性を説明しました。しかし東京都の担当職員は、〇〇区が担当する買収事業に掛かる期間を一切無視して計画書を提出した事に、関係住民は納得できていません。

2 区審議会が、〇〇線東側に6 m～12 mの都市計画道路を設けた理由は、〇〇線高架化工事を進めるための仮線用地として〇〇に利用させる為のものです。この都市計画道路を決議した〇〇区議会は住民への事前説明を意図的に省き、区審議会では反対意見との論戦を避けすべて封殺する形で決定しました。これについて私たちは、民主主義国家の基本的姿勢を問います。

このままでは、事業化されても住民の合意も納得も得られないまま長期にわたって事業の進捗は困難となり、「〇〇線立体化で安全で住み続けられる〇〇を」との願いは半永久的にかなえられない事態になりかねません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年8月30日	諮問
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）
令和4年11月7日	審議（第71回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 都市計画決定に係る法の定め

ア 法17条1項は、都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない旨を規定する。

また、同条2項は、1項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあっては都道府県に、市町村の作成に係るものにあっては市町村に、意見書を提出することができる旨を規定する。

イ 法19条1項は、市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする旨を規定する。

また、同条2項は、市町村は、1項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、法17条2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会に提出しなければならない旨を規定する。

ウ 法20条1項は、市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示しなければならない旨を規定し、同条2項は、都道府県又は市町村は、法14条1項に規定する図書（計画図等）又はその写しを公衆の縦覧に供しなければならない旨を規定する。

エ 法21条2項は、上記アないしウの各規定は、都市計画の変更について準用する旨を規定する。

(2) 都市計画事業の認可に係る法の定め

ア 法59条1項は、都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する旨を規定する。

イ 法60条1項は、前条の認可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない旨を規定し、施行者の名称（1号）、都市計画事業の種類（2号）、事業計画（3号）及びその他国土交通省令で定める事項（4号）を掲げる。

また、同条2項は、前項3号の事業計画には、収用又は使用の別を明らかにした事業地、設計の概要及び事業実行期間を定めなければならない旨を規定する。

そして、同条3項は、1項の申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない旨を規定し、事業地を表示する図面（1号）、設計の概要を表示する図書（2号）等を掲げる。

ウ 法61条1項は、都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が同項1号にいう「事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業実行期間が適切であること」に該当するときは、法59条の認可をすることができる旨を規定する。

エ 法62条1項は、都道府県知事は、法59条の認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業実行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に、法60条3項1号及び2号に掲げる図書の写しを送付しなければならない旨を規定する。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇区から、本件〇〇号線事業の認可申請があったことを受けて、法61条1項に基づき、申請手続が法令に違反しないことを確認し、事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業実行期間が適切であるとして、本件〇〇号線事業の認可を行ったことが認められる。

提出された資料によれば、本件〇〇号線事業の認可申請書には、

法60条1項各号が定める事項が記載され、その事業計画には同条2項各号に定める事項が記載され、同条3項の書類（事業地を表示する図面等）が添付されていることが認められるから、当該認可申請が法60条の要件を満たしていることは明らかである。

そして、本件〇〇号線事業の認可申請書及び添付書類によれば、その内容は本件〇〇号線計画に適合し、さらには、本件各計画とも整合していることが認められる。

さらに、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする事業施行期間にも不適切な点は見い出せない。

また、手続面についても、処分庁は、法62条1項が定める告示、同条2項が定める写しの送付を行っていることが認められ、他に法令に違反する点も見受けられない。

そうすると、本件〇〇号線事業を認可する本件処分は、上記1・(2)の法の定めに則って適正に行われたというべきであって、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、第3・1のとおり、地下化から高架化へ計画変更した関連立体交差計画及び関連立体交差事業が違法・不当である旨主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、関連立体交差計画及び関連立体交差事業は、本件各計画及び本件各事業と密接な関連を有するものの、本件各計画及び本件各事業とは決定者並びに施行者及び認可権者を異にする別個の都市計画及び都市計画事業である。

したがって、請求人の当該主張は、本件処分を取り消すべき理由とは認めることができない。

(2) また、請求人は、第3・2のとおり、本件各計画は、関連立体交差事業の高架化工事を進めるための仮線用地として〇〇に利用させるためのものであるから、本件各事業は違法・不当である旨主張している。

ところで、法は、都市計画事業の認可の基準の一つとして、事業の内容が都市計画に適合することを掲げているから（61条）、

都市計画事業の認可が適法であるためには、その前提となる都市計画が適法であることが必要である。

そうすると、本件〇〇号線事業を対象とする本件審査請求において、本件〇〇号線事業の前提となる本件〇〇号線計画についてもその違法を主張することは許されると解すべきである。

そこで、本件〇〇号線計画について検討すると、本件〇〇号線計画を含む本件各計画については、〇〇区において、関連立体交差計画に併せて、〇〇駅付近の良好な住環境の保全や地域の利便性、防災性の向上を目的として、安全で快適なまちづくりを実現することをその理由としており、その内容は、都防災計画及び区マスタートップランに適合するものであって、不合理な点は認められない。

そして、本件各計画の案について審議した区審議会の議事録をみても、違法又は不当な審議が行われた形跡は見受けられない。

そうすると、本件各計画には、請求人が主張するような違法又は不当な点は認められないというべきであって、このことは、仮に本件〇〇号線事業の事業施行期間に、〇〇の仮線用地として使用する期間があったとしても、その判断を左右するものではない。

したがって、請求人の当該主張には、理由がない。

(3) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）